

(講演第一部)

演題：「分権化時代における国と県・市町村の関係について

- 道州制は、住民の生活や利便性の向上に資するのか？」

講師：桑原英明氏（中京大学総合政策学部教授）

ただいま御紹介いただきました中京大学総合政策学部の桑原と申します。本日は分権化時代における国、県、市町村の関係についてということで、若干時間をいただいております。お話をさせていただきます。

まず、最初でございますけれども、この会場の中には、分権化時代というものについて少し聞きなれないという方もいらっしゃるかと思います。通常は分権改革でありますとか地方分権化ですとか、そういう使い方をされておりますけれども、私自身は比較的「分権化時代」という言い方を使っております。その意味するところは、一つにはこの分権化というプロセスを重視していくということが1点ございます。それぞれの地域社会が個性的で魅力的な地域づくりをしていく、それが分権型の国土の形成というふうに言うことができるとするならば、現在もその渦中にあると思います。何か一つを実現したからといって、それで満足をしている状況ではないという点でございます。

それから、第2点はこの分権化時代という中には、これからの10年、20年と言う時間をかけて、より理想とする姿を実現していくという、より高い目標を実現していく過程だと、こういう観点、視点というのを込めているというところがございます。現状に甘んじていて、なおかつ一つのハードルを越えたといってそれで終わりではないということです。むしろ、これからの長い時間、場合によってはある社会制度のということになれば、50年、100年と言う時間の経過が必要かもしれないという点でございます。

そこで、まずこの分権化時代におけるその現状と課題というところがございますが、繰り返すまでもございませんが、この平成12年の改正地方自治法の施行をはじめとして、いわゆる第1次分権改革がそこで一つの成果をもたらしたというところがございます。その最も大きな成果は議論のあるところかと思いますが、やはり府県が完全自治体になったということです。機関委任事務が自治事務、法定受託事務という形に、そして国の関与を縮減するという中で、今まで、どっちつかずという言葉が適切かどうか分かりませんが、公選知事を実現したといっても、やはり国の仕事を主として受け持っていた府県が中間団体としてどうしても顔が国に向いていた、それをまさに広域的な一つの自治体としての役割を明確化したという点は、見落としてはいけない視点ではないかと考えております。

特に、国の関与の縮減の中で、現実的には自治体にその法令の解釈権等が生じたということは、むしろ積極的にこれをどう生かしていくかという新たな課題も生んだということは、これは同時に指摘をしていくところだと思います。

それから、もう一点でございますけれども、いわゆる「受け皿論」でございます、これが連動するのかわからないのが議論のあるところかと思っておりますけれども、基礎的自治体にその再編と申しますか、行財政能力の向上という視点から合併の推進というものが進んできているというところでございます。これは、当初3,200余りあった市町村がおよそ今年度末には1,800余りへと変わってまいります。当初の目標が何かは明確ではありませんけれども、300とか1,000という中で言うならば、まだこの10分の1か、あるいはその3分の2程度かもしれませんけれども、大幅に縮減し、市町村の規模あるいは拡大というものが図られたというところが見てとれるわけでありまして。

ただし、これは地域によってかなりの相違があって、中核市あるいは政令市が生まれてかなり様相が変わりつつあるところもあれば、例えば北海道のように余りにその面積が広くなるということもございまして、この北海道の場合には一つの独立した要素を持っているということもあって、進んでいないところもあるわけですが、かなり地域的に格差の生じる結果になったというところですね。そういう面で、今後、合併の進んでいない地域あるいは小規模町村を抱える地域においては、第2次合併推進運動というものが展開をされていく様相を示しているというのがその中の第1点目でございます。

もちろん、他方でこの市町村合併を見ていますと、むしろ小規模町村の問題というよりも、意欲とやる気のある市が中核市を目指す、あるいは政令市を目指すとしておりまして、そういう面で結果的には複数の中核市が生まれ、あるいは政令市が誕生し、そのそれぞれが実力をつけていく中で、府県の空洞化といったものも今後現実問題として生じてくるという状況になりつつあるというのがもう一つの視点でございます。

そういうふうに見ますと、静岡市が現段階では最後の政令市でありますけれども、概ね70万程度で政令市へ移行していくとしておりますが、その本則で言うと50万ということですから、それでもややハードルが高いと言いながらも、かなりここで政令市が誕生してくるということでございます。そして、中核市、特例市と、そしてその他の市町村という形で、これは今後かなり時間をかけて議論をしていくべきところかと思っておりますけれども、今後の日本の地方自治制度を、これまで町村を中心としていた自治制度が、より市を中心とする制度へと移行していく予感というものも、そこで生じてきたというところではないかと思っております。

こういう都市制度の多様化という面で、今後その都市制度、特に特例市と町村との間に位置する人口10万から15万程度の、非常に適正な規模という議論もございまして、そういった

都市制度の新たな充実というものも一つの検討課題でありましょうし、そしてさまざまな権限の移譲というものも、その中で例えばその中核市には今後政令市並みの権限の移譲等々を進めていくと。もちろん、府県が分権特例条例でより積極的に進めていくという考え方もあろうかと思えますけれども、そうしますと今中核市が持っている権限は特例市へと、そしてさらにその中間的な都市制度へというように移動してまいりますと、ますます政令市は府県と近づいてくる、今でもほぼ同様だという議論がございますけれども、そういった様相を示しつつあるというところであるわけであります。

この市町村合併の進展、そして分権一括法の成果による府県の自治体化という問題の中から今議論をされてきている道州制というものが具体的な課題として生ずる可能性が高いと、高まりつつあるという状況になっているところではないかと思えます。ただし、後で申し上げますけれども、道州制という議論は雑多な議論でありまして、単純にその議論に乗ることができるかどうかということはなかなか容易ではないし、結論を下すべき問題ではないというふうに私自身は考えております。

そこで、こういう中での分権化時代の課題ということでありますけれども、一言要約的に言いますと、県であれ市町村であれ、これからまだ地方政府というのにはまだまだ法的な権限面、財源面等で課題はあるわけでありますけれども、住民の方々から負託を受けたという意味では、県であれ市町村であれ政策責任を果たしていくという責務を負ったというふうに考えるべきだということであります。そこで言う政策責任とは何かというと、それぞれの地方自治体が住民の方に提供するサービスあるいはさまざまな政策に対して、その質を保証する責任、責務を負っているということであります。安かろう悪かろうということはありませんけれども、安くできるだけ質の高いサービスを継続的に、常により高いサービスを提供していく責務がこの自治体には発生しているんだということであります。なぜそうなるのかということにつきましては、本日は余り詳しくお話をする余裕がございませんが、この分権改革の中で自治体に生じた一つの大きな責務だと考えております。

そういう中で、憲法92条の中の地方自治の本旨に関して憲法上は明文化をされていると。しかし、実質的な内容については、概ねこれは「団体自治」と「住民自治」の2つの内容を伴っていると理解をされてきたところでありますし、特に第1次分権改革については、その中でもこの府県の完全自治体化を中心として、より「団体自治」の面で進んだというところであるわけであります。しかし、他方で考えてみますと、先ほどの自治体の政策責任という考え方を展開する中で、地方自治体みずからが憲法に規定されている地方自治の本旨をより具体的に政策化、施策化へと展開していく、そういう責務が同時に発生しつつあるというふうに考えるべきだろうと思えます。

例えば、自治体の中にはユニバーサルデザインのまちづくり、こういったものを展開していくとすると、そもそもは向こうの方（海外）で生じた概念でありますけれども、それを日本の自治体として政策化をする際にどういう形、理念あるいはその政策体系、具体的な事業展開、政策の体系化を図っていくのかということは、やはりこれは与えられるというよりは、それぞれの自治体の判断で政策化、施策化を進めていくべきところだと思いますし、例示的に挙げますと、まさにゼロエミッション社会の実現というものもそこからどう理念をつくり、具体的な事業へと展開していくのかということにも関わるかと思えます。

あるいはもっと身近な例を挙げますと、市町村合併の結果、多くの市で面積が広がって人口が拡散をして、都市としての性格がはっきりしなくなったという議論がございますけれども、実は他方で従来の町村と市が一緒になることによって、今まで市だけではできなかった政策領域へと入っていくことができると思います。これは一つには森林の問題があります。これまで町村は人口が流出をし、過疎化に悩み、そして環境の保全という意味では森林を守ってきたんだという議論をして、一方で都市は何をやっているんだと、こういう議論があったわけでありましてけれども、町村部と一緒にになった市は、まさにそういったものを一つの新しい市の施策としてどう展開していくのかという責務を負ったということで、これまで町村ではつくっていなかった、単に森林整備計画ではない新たな資源循環型の地域づくりへと進んでいくという大きな一つの課題というものも負ったということでもあります。これは一つの例でございます。ほかにこういった分権化時代における政策化、施策化ということのみずからどう展開していくかというところが一つの大きな課題だろうと思えます。

そういう中で今も少し申し上げましたけれども、2つの大きな原則というものが生まれているんだろうと思えます。その一つは、「自己選択」と「自己責任」の原則と呼ばれるものであります。それぞれの自治体のみずからの責任でいわゆる「プラン・ドゥー・シー」の政策形成を行っていくこと、そして具体的なその政策を展開していくということがその中で求められているということでございます。もちろん、現段階では「プラン・ドゥー・シー」というよりは、「シー・プラン・ドゥー」と言われるように、評価をしてより具体的に政策の見直し、終了あるいは新たな統合といったものを行いながら政策体系をつくっていくというところがこの一つの観点だろうと思えます。

それから、もう一つの視点は、「補完性の原理」と呼ばれるもので、確かに日本の憲法制度上は国があって県があって市町村と、こういう法的なつくりにはなっておりますけれども、この自治法の中身を読んでいきますと、基本的には基礎自治体に一義的な地域の問題を解決していくという大きな責務が生じているということです。そして、より広域的な問題については府県だと、こういう発想のもとにそれぞれの自助努力を基本に、そして地域の行政主体、コミュ

ニティーという概念は非常にあいまいでございますけども、一つの自治会、町内会あるいは地域審議会といったような地域の団体によって地域の公共課題を解決しております。そして、それでも解決できない課題については基礎自治体である市町村が、そしてそれでもできないものについては広域自治体である現行では府県だと。そして、残った防衛ですとか裁判ですとか全国的なエネルギー政策ですとか、そういった限られた部分について国が担当すると、こういう仕組みをいかに構築していくのかというところであります。

こういう分権時代の課題が生じている中で、我々はこの道州制についてどう考えればいいのかというのが、次の1ページめくっていただきました裏でございます。道州制という議論は非常に複雑で、なおかつ歴史的な経緯もあって、私自身がフォローできる部分は非常に限られたところなんです。ここ数年、各都道府県の中で分権改革あるいは分権化時代に向けた提案の中でさまざまな道州制の議論が出ており、また、経済団体からも多くの問題提起がなされている中で、一つの見取り図とさせていただきたいのですけれども、道州制それ自身はちょうど右下の「地方行政官庁案」と名づけられた中の「州庁設置案」でございますが、1920年代、戦前の田中義一内閣の時代にこういった議論が生じておりまして、既にこの80年ぐらいの経緯の中で語られています。そういう面では使い古された言葉であり、非常に多義的でわかりにくいということも確かですし、我々の新しい時代にふさわしい仕組みではないかという議論もありまして、そういう面では一様には評価はできないというのがまず最初の点でございます。

そうしますと、次の論点は分権化時代において道州制というものについてどう考えるのかと、これを受け入れるのか受け入れないのかということでもありますけれども、私自身は地方分権を進めていく分権化時代においては、道州制といったものを積極的に評価できる反面、注意深く取り扱っていくという必要があると考えております。また、包括的に道州制を定義しますと、都道府県を統合して道または州、北海道の場合にはもうこれは統合しようがございませぬし、沖縄の場合には、これはやはりこの地理的な特性あるいはその歴史的な経緯で独立した道か州かわかりませぬけれども、そういったものを形成しなければいけないということがありますけれども、基本的にはその定義というものは、私自身は都道府県を統合して道または州という広域的な団体を設置するものという考え方だと定義できるのではないかと思います。

しかし、そうはいいまして、これまでの議論の経緯の中で、そこで言う団体とは何かということでございます。それを見る際の一つの見取り図が、そういった団体を地方自治体と考えるのか、あるいは国の機関と考えるのかという大きな視点がございまして。もちろん、その間には中間的道州制案ですとか、国と都道府県との協議会、共同組織の案ですとか、非常に妥協的といいますか、中間的なものもありますが、大きく分けて7つぐらいの議論に分けることができると思います。従来は連邦制というのはあまり議論されてこなかったわけでもありますけど

も、まさにここにありますように青年会議所ですとか、行革国民会議ですとか、日本経団連ですとか、主として民間団体、経済団体の方々の中からこういった具体的な案が提起され、日本もやはり一つの方向性として連邦制、連邦型の地域社会、地方制度を目指すべきだという議論が提起されているというところであります。

もう一つの視点は、完全に都道府県を統合して二層制の自治制度、国を入れれば三層制の地方自治制度になりますが、それを残すのかそうでないのかと、こういう議論が一つであります。左の方の自治的道州制案でありますとか、官治的道州制案というものは、もう府県は完全に統合して、そして道州へと移行するというものであります。それに対して右側の方のマトリックスは、そうはいつでもやはりその道州というものをつくると同時に府県も一部は残るだろうという議論であります。こういう2つのマトリックスで9つの、大きく分けて7つ、細かく分けると9つの自治案と道州制の議論というものがそこに見てとれるのではないかと考えております。

それでは、この9つの類型化されたものについて我々はどう考えればいいのかというところでありますが、それがその次の3枚目のところでございます。少し異なる視点からそれぞれの9つの道州制案を地方分権の拡充強化と、いわゆる分権化の推進と、分権化といったものの軸、非常に概念的な類型化でありますけれども、それからもう一つその実現可能性と、この軸で見ますと、ほぼ反比例の関係にあると理解しております。また、その反比例の関係にあるがゆえに、国の出先機関と府県を統合して道州をつくって、より実現可能性の高い案を採用すべきだという議論が出てきて、やはりそこから始めるしかないのではないかとといった議論があることも確かです。しかし、こういう分け方をしますと、やはりその議論には別の課題が発生するという面で、確かに実現可能性を求めることは必要でありますけれども、やはり我々が考えなくてはいけないのは、分権化時代の中で分権の拡充強化という自治体の自主性あるいは自立性、あるいはまさにこの地方自治の本旨を政策化、施策化する契機として考えなくてはならないと考えているわけでありまして。

そういう面で、右下の方でございます官治的道州制案ですとか地方行政官庁案、あるいは場合によっては国と都道府県との協議会、共同組織案というのもこの道州制の一つの議論の範疇の中に入れられることがありますけれども、私自身としては、そういった議論には乗らないと、あるいは乗りたくないと考えております。

中間的道州制案についても同じであります。それはなぜか、簡単に言いますと、仮にその府県と地方出先機関をそこで再編統合して形の上では道州制というものができたとしても、それは形だけで、容易には本格的な分権時代へのきっかけとなっていくという可能性を考えた場合、そのためにクリアしなければいけない問題が非常に大きいと思います。一步間違えば、第

一次分権改革で完全自治体化した府県が、またかつての中間団体へと戻るということも考えられます。当然、国の出先機関の仕事は、どうしても残ってしまう。そうすると、かつての機関委任事務を復活するという議論が出てきたときに、そこでやむを得ないという妥協案としてそれに乗ってしまえば、また府県が前の形に戻ってしまう。それは是非とも避けたい、避けなければならないというところがあるわけであります。

また、国の職員の方は国家行政の仕事ということで自負心を持ってそれぞれの国家行政に関わる仕事を進めていただきたいという気持ちもあって、安易に国から地方へと身分を変えて、この仕事が進められるというものではないだろうと考えています。

他方で、左上の連邦制型道州制案、非常にこれは魅力的な考え方で、日本もアメリカですとかカナダですとか、そういった連邦制の国になると大分様相が違ってくるだろうと思うわけであります。地域によっては、特に東京の方は関西というのはもう文化も歴史も違うので、一緒にやること自体が非常に我々にとっては苦痛だと言ひ、関西の方では、オリンピック以来どんどん東京に吸い取られたと。中部圏がどうなるのかはわかりませんが、そのときにこの関東と関西との間にある中部が、あるいは東海地域圏がどう考えるかということはありませんけれども、やはりこれはまだまだ時間をかけて議論をしないと、なかなか日本は連邦制型の道州制という形に移行していくには特に国民、住民の方の理解を得て、全体の政治制度、行政制度を変革していくには、かなりの合意形成の手間隙が不可欠だと思います。

そういう議論をしていくことは、一つの可能性としては大きいと思いますけれども、現実的な道州制案とするならば、この真ん中にあります自治的道州制案、都道府県自主合併案、都道府県統合案、広域連合制度といった地方自治体として考え、そして自治的道州制なのか、あるいは現行都道府県制度を超える広域的な地方公共団体なのかと、完全に道州に統合するののかしないのかと、そういう裁量の余地は念頭に置きながらも、その4つぐらいの可能性の中で考えるべきではないかというのが私自身の考えであります。

もちろん、会場の中には、そうではないという御意見の方もいらっしゃるかと思います。私自身は今の理由から、基本的にはまず、その真ん中の4つの中での選択を考えるべきではないかと考えているところであります。

他方で国の総務省の審議会、地方制度調査会の基本的なスタンスはどこにあるのかということでもありますけれども、結論的に申し上げますと、自治的道州制案を基本としているということが言えるかと思います。確かに都道府県の自主合併案、都道府県統合案、広域連合案というのは、場合によって一国の中に2制度、地方自治制度で2制度を認めかねないということになります。これまで統一的、画一的な日本の行政制度を旨としてきた日本にとっては、なかなか容易にはそういったところに集約はできないという意見はわかりますけれども、やはりもう少し

多面的な可能性を残しておくところではないかなと考えております。

そこで、それでは地方の想定している道州制、地方制度について、全国知事会あるいは各都道府県から幾つか案が出ておりますので、その概要を少しお話を申し上げたいと思います。全国知事会では意見の集約はされておらず、道州制への移行論と現行制度活用論と、府県の自主合併、広域連合等、そういったものを併記するという形で今後意見の集約が図られるのかそうでないのか、まだまだ予断は許さない状況であります。

他方で、北海道は国の特区制度を活用して、この道州制へと先行的に移行したいと考えています。しかし、皆さんもマスコミの報道ですとか、具体的な官庁の動きの中で見てとっていらっしゃると思いますけども、なかなか容易ではない状況です。それぞれの項目について国の省庁と個別的に折衝が進んでいますけれども、進んでいくのにまだどれぐらいかかるのかなというところなんです。あるいはもっと言うならば、道庁の仕組みあるいは旧の開発庁との統合あるいは補助金の流れ等から、まだまだ幾つもの課題があるという状況であります。しかし、それを目指していらっしゃるということです。

それから、青森、秋田、岩手の三県は、「北東北州」というものを念頭に置いていらっしゃる。

それから、お隣の静岡県でありますけども、道州制の議論というのはわかるけれども、当面は県に国からの権限移譲を進めて「政令県」を目指していくという「政令県構想」というものが出ております。

そして、次のページを見ていただきまして、我々の御当地でございます愛知県の場合には、広域連合、都道府県合併、そして特別県という、先ほどのところで言いますと広域連合、府県の自主合併というものを念頭に置いて、ここでも特別県という形で先行的に権限の移譲を目指すという形で、その中で道州制への移行を目指すという議論でございます。

おもしろいのは滋賀県でございます、それぞれタイプを分けて、特に滋賀県の場合には、合併、道州制になってもその中で中心的な位置に位置するということはあまり期待できない。そうすると、じっくり眺めて一番得する組み合わせを考えよう、得する方向へ行こうということです。基本的には京都との合併を考えてそこで道州制をとということですけれども、近畿圏では2府4県の関西州という議論もあるということです。あるいは経済的にはこの中京圏とも、東海地域とも深いつながりがあるという議論でございます。

それから、大阪府の場合には、これは府と市町村との広域連合で進めていこうと、こういう提案をされております。これは事実上、大阪府は大阪市が非常に大きな政令市としてある関係、そして中核市あるいは大きな市を抱えている関係で空洞化が著しいということから、もう、みずから「府」というものにこだわってはいられないという位置づけだろうと思います。

それから、島根、九州、この場合には合併や県連合、あるいはその可能性を検討するというものですが、このように今見てとれるものにつきましても、かなり温度差、地域差というものがああります。このような実際の道州制の議論の中で、特に自治体の自立性あるいは自主性というものを念頭に置きながら道州制を考える際には、先ほどの4つぐらいの案の中で今後この議論をより深めていくということが一つの方向性ではないかというふうに考えているところでありまます。

それならば結論は出ないじゃないかというところだろうと思います。道州制は住民の生活や利便性の向上に資するのかという、ちょっと大それた項目を立ててしまいましたけれども、実は今の議論を見ていますと、自治的道州制案か広域連合、自主的合併という府県統合案というのは、やはり先ほどのところでは実現性という面で、中間的なところに位置づけさせていただきまされたけれども、自治体の自立性あるいは自主性という観点からいうならば、ヨーイドンで何らかの形で区割りをして、そしてそれに国の法律で縛ってこことここしか合併の余地はないという議論は、やはり乱暴だというのは否めないところでありまますし、仮に関係する議会での議決でもっていいのか、あるいはそれでも納得できない場合には住民発議ですとか、あるいは関係する地域での住民投票を念頭に置くべきなのか。そうすると事実上その手続の問題、あるいは地方自治の拡充強化という面から考えても、課題は非常に大きいと思います。そういう面で広域連合、自主的合併という2番目の選択肢というのが出てくるだろうと思います。そして、もう少し現実的には、恐らく人口200万を超えるぐらいの府県の場合には、何も合併を目指さなくても、その中で国からの権限移譲を受けて、より府県としての格を高めていくと、そういう自主独立とは言いませんけれども、それぞれの中で自立性を高めるという「特別県」ですとか「政令県」という考え方はあろうかと思いまます。

この議論についてどう考えるのかというところでありまますけれども、一つにはやはり分権の趣旨から考えるならば、それぞれの都道府県、そして関係する団体、住民の方の意見、意思を反映するべきだと思いまます。そこで上から画一的にやるということは、分権の趣旨には沿わないだろうと。そうすると、結果として当面はそれぞれの制度の共存共栄とは言いませんけれども、この第1の道、第2の道、第3の道をそれぞれの府県の議会、行政、そして住民の方がそこで議論をし、そしてつかみ取っていくと、あるいは決めていくと、選択をしていくと、そういう状況を当面は、これから5年なのか10年なのか分かりまますけれども、考えていくべき時期に差しかかっているだろうと考えることができます。

この問題を複雑にしていますのは、実はこの大都市制度がどうなっていくかというのがまだよく見えていないということです。東京の場合には特区制度でやはりどうしても都は残らざるを得ないだろうというのが一つの議論でありまますし、区が完全に基礎自治体になってしまう

と、やはり首都機能という面では容易にはいかないだろうと思います。あるいは特に関西圏と
いいますか、大阪、神戸、京都という3つの政令市を抱えたあの地域で、そのまま政令市制度
でいいのかということでもあります。ちょうど今日、くしくも神戸新空港が開港しましたが、あ
の地域が一つだったら恐らくあんなことにはならなかつたらうなと思います。今後、神戸市
は3千億円の投資をして、果たして立ちいって行くのかなど。余計なお世話だと言われそうで
ありますけれども。

特に東京、それから関西圏ですね。そして、やはりこの東海4県もその問題と全く無関係で
はないというのが私の考えです。どうしてかといいますと、静岡県で政令市ができました。そ
して、今まで名古屋市が非常に大きな一つのビッグパワーでちょうど真ん中にいて、真ん中は
ここしかないと考えていたわけでありましてけれども、その間に浜松市があると、中核市がある
と。そして、豊橋、岡崎、そして豊田、こういった中核市、政令市の連檐構造がそこで出てき
ているということです。むしろ東海4県の地理的な、あるいは政治行政的な重心は東の方に移
りつつあるというふうに考えてもいいのかもしれない。そうしますと、例えば、今まで関西
圏は関西圏と考えていたものと、特に大都市制度の再編という中でその問題も含めて解決策、
あるいはその回答を出していかないと、我々にとってふさわしい道州制の議論というものには
入っていかないだろうと考えているわけでありまして。

あわせて、この問題と同時に先ほど少し申し上げましたけれども、この政令市の権限が中核
市に移り、中核市の権限を特例市に移して、新しい都市制度をつくるという議論が進んでいっ
たときに、特に政令市は一体どうなるのか、あるいはどうするのか。みずからの選択として都
道府県並みのいわゆる「都市州」的な、ドイツのような一つの都市が州として府県並みの権限
を持った道州制の議論へ入っていくのか、あるいは大阪府で考えているような県と市との融合
を進めていくのか、そこはまだまだ見えてこないと思います。そういったものについても、こ
の動向を見ながら道州制の議論というものを考えていかななくてはならないだろうと考えるわけ
であります。

そうしますと、これからの道州制が、地方分権の拡充強化につながるのかということであり
ますけれども、特にこの東海4県において、それぞれの自治体が独自性を持つということは極
めて好ましいことだと考えることができるわけですが、それぞれの自治体が連携をして
この道州制、自治的道州制へ移行するのか、あるいは府県合併なのか、あるいは広域連合なの
か、あるいはそれぞれの道を選んでいくのか、こういったものへの道筋をつけていくべきだろ
うというのが第1点目であります。

そして、当然のことながら、国との間においては協議を進めていく、そういう場を積極的に
設けて、そこで具体的な権限の移譲を進めていくという作戦は不可欠だろうと考えます。そうし

ますと、その中でもう一つは、先ほどの北海道の例を申すまでもなく、広域的になったからこれは広域的な道州の権限だろうというふうな議論をしても、やはりそれは権限論だけでは議論は進んでいけないところが出てくると考えています。つまり、そういう中で現行の広域的なこの事務といったものが果たして効率的であるのか、あるいは効果的に実行されているのか、こういったものを東海4県の県市が検証していく作業というものが不可欠ではないかと考えるわけであります。単に法的な権限論で必要だと言われれば、国からは必要ではないと、全国的にやるんだと、そういう水かけ論でありませぬけれども、お互いそこで法律論だけを闘わすと、むなししいとは言いませんけども、法律論だけではないと思いますね。そこには地域の社会論もあるわけですし、地域の経済論というものもあるわけですから、そういう中で広域的な施策の検証作業というものを、むしろそれぞれの自治体あるいは地域の側から積極的に出していくということではないかと思えます。

そういう面で、最後になりますけれども、東海地域の県と市町村が目指すべきところというふうに非常に大それたことを書きましたけれども、東海4県と市町村、NPOが加わった広域的な道州にかかわるような広域的な政策の検証作業を行う総合的な政策管理システムというものをつくっていくというのが、本日の私のこの分権タウンミーティングにおける一つの提案とありますが、期待というふうに考えております。

若干時間を延長しまして失礼いたしました。以上でございます。